

(仮称)豊橋富士見台商業施設

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

社宅の跡地に、新たに(仮称)豊橋富士見台商業施設を新設する(法第5条第1項)

2 届出の内容

届出年月日	令和6年3月8日		
店舗	店舗名称	(仮称)豊橋富士見台商業施設	
	店舗所在地	愛知県豊橋市富士見台1丁目1番1	
設置者	名称	ヨシコン株式会社	
	代表者	代表取締役 吉田 尚洋	
	住所	静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12	
	その他	なし	
小売業者	名称	マックスバリュ東海株式会社	
	代表者	代表取締役 作道 政昭	
	住所	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	
	その他	ほか2名	
店舗面積	3,483 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	143 台 (指針台数: 143 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	99 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	120.5 m ²
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	34.81 m ³
施設の運営	営業時間	開店	24時間(一部午前8時、午前9時30分)
		閉店	24時間(一部午前0時、午後8時)
	駐車場利用時間帯	24時間(一部午前6時から午後10時まで)	
	駐車場出入口	数	2箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで(一部午前6時から午前8時まで)		
新設する日	令和6年11月9日		

3 参考事項

敷地面積	13,890.21 m ²		
建築面積	4,719.03 m ²		
延床面積	4,400.79 m ²		
業態	住・生活関連品専門店		
用途地域	第1種住居地域	—	—
備考			

(仮称)豊橋富士見台商業施設

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	周辺の生活環境に影響が少ないように配慮する
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	賃貸借契約の条項に付け加える
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	繁忙時は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F $S/1000 \times A \times B \times C \times D$	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F × G
368,686人	3,483 ㎡	995.5	14.40%	1,500 m	70.00%	2.0 人	175 台	0.819	143 台

総駐車場台数	-	従業員等駐車場台数	-	業務用駐車場台数	-	搬出入用駐車場台数	-	併設施設駐車場台数	=	来客用駐車場台数	評価
164 台		21 台		0 台		0 台		0 台		143 台	○

b 指針によらない「特別な事情」による算出

なし

(イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

a 指針の参考式による算出

併設施設なし

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オベレーター:無	2平面自走オベレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	175 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内 駐車場	種別	1	収容台数	143 台	歩行者動線		騒音配慮	アイドリングストップ	排ガス配慮	アイドリングストップ	評価
					分離	騒音配慮					
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	評価
東	1箇所	県道	12m	あり	16.8m	0m	50	双方向	右左折混合	あり	○
西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	1箇所	市町村道	12m	あり	29.6m	0m	125	双方向	右左折混合	あり	○
北	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備											

評価	駐車場の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交差点需要率等の検討)

(ア) 交差点需要率等の検討

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
地点1. レークタウン 入口交差点	需要率	0.270	0.291	○	0.358	0.383	○
	将来交通量/可能交通容量	0.198	0.406	○	0.497	0.546	○
	ピーク時間帯	11時台			17時台		
地点2. (仮称)豊橋富士見 郵便局北交差点	需要率	-	-	○	-	-	○
	将来交通量/可能交通容量	遅れなし	遅れなし	○	遅れなし	遅れなし	○
	ピーク時間帯	9時台			16時台		
出入口b	需要率	-	-	○	-	-	○
	将来交通量/可能交通容量	-	遅れなし	○	-	非常に小	○
ピーク時間帯		11時台			17時台		

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

チラシに案内経路を記載し、経路の周知徹底と来客車両のスムーズな誘導に努めます。
また、繁忙期には状況を見て誘導員を配置し交通の円滑化に努めます。

(仮称)豊橋富士見台商業施設

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	A棟建物南東側に1箇所、A棟建物東側に1箇所、B棟建物南側に1箇所、B棟建物南東側に1箇所
駐輪場の収容台数	99 台
標準収容台数	99 台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	駐輪場と共用します。		

位置評価	台数評価
—	—

キ 荷捌施設の整備等

(ア) 荷捌施設の整備

荷さばき施設①

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	40㎡	なし	20分	2台	4台	○

荷さばき施設②

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	40.5㎡	なし	20分	1台	2台	○

荷さばき施設③

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	20㎡	あり	10分	1台	1台	○

荷さばき施設④

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	20㎡	なし	30分	1台	1台	○

(イ) 計画的な搬入

荷さばき施設①

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6時台、7時台	4台	11:00~12:00	2:00~3:00	なし	なし	○

荷さばき施設②

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6時台	2台	11:00~12:00	2:00~3:00	なし	なし	○

荷さばき施設③

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6~8時台、10時台、21時台	1台	11:00~12:00	2:00~3:00	なし	なし	○

荷さばき施設④

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
10時台、13時台、18時台	1台	11:00~12:00	2:00~3:00	なし	なし	○

※道路混雑ピークと道路余裕時間帯は、地点1. レークタウン入口交差点の休日のピーク時間及び余裕時間を選択した。

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	チラシ配布	回避	非回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
あり	あり	—

※非配備の場合等の対応

ドライバーへの安全確保の周知徹底

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力	事業なし	評価
		○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置	評価
必要なし	なし	必要なし	○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画	評価
実施	実施	○

(仮称)豊橋富士見台商業施設

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	-

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他	評価
配慮あり	あり	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が適宜巡回を実施します。 店内、店外に防犯カメラを設置します。 駐車場内に夜間照明を設置し防犯に努めます。 	○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	18 m	なし	来客車両	なし	なし	-
西方向	9 m	なし	廃棄物収集作業音	なし	なし	-
南方向	24 m	なし	来客車両	なし	なし	-
北方向	9 m	なし	廃棄物収集作業音	なし	なし	-

遮音壁の影響	なし
--------	----

(イ) 営業活動の騒音対策

早期・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばきを行うスペースを十分に確保することにより、作業の効率化を図り、騒音の低減を行います。
荷捌作業運営面での配慮	<ul style="list-style-type: none"> 荷さばき車両のアイドリングストップを徹底します。 作業員への騒音防止意識を徹底します。
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	低騒音型の機器を使用します。
給排気口等からの騒音配慮	低騒音型の機器を使用します。
駐車場からの騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内を段差のない構造にすることにより、場内走行時の騒音をなるべく軽減します。 繁忙時には、交通整理員を配置して交通整理を実施することにより駐車場内の無駄な走行を減らすように配慮します。 駐車場内での不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしを行わない旨の看板を設置し、騒音の軽減に対する呼びかけを実施します。
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> 十分な保管容量の確保と分別保管を徹底することで、作業時間の短縮を図り、収集時に発生する騒音の軽減に努めます。 廃棄物収集作業時間を制限して、早期・夜間の収集作業を禁止します。 定期的な収集を実施して、収集時間の短縮化を図ります。 待機中のアイドリングを禁止するとともに、作業員の騒音抑制意識を徹底します。
経年劣化等の事後対策	機器のメンテナンスを行い周辺への静穏保持に努めます。

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	併設施設なし
運営面の騒音配慮	併設施設なし

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	31	冷却塔		給排気口	64	変電施設		浄化槽		ポンプ				
	変動騒音	冷凍機室外機	19	キュービクル	1											
衝撃騒音	自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	○	BGM			アナウンス						
	ゴミ収集作業	○	アイドリング													
衝撃騒音	荷降し音		台車走行		リフト昇降音	○	リフト衝撃音	○								
建物の構造(高さ)		鉄骨造平屋建(9.8m)														

(仮称)豊橋富士見台商業施設

(ア)等価騒音レベル予測

		北(A)	東(B)	南(C)	南(D)
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	50.9 dB	45.8 dB	45.4 dB	44.2 dB
	評価	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	-	-	-	-
県	評価	-	-	-	-
	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	-	-	-	-

		西(E)	西(F)
用途地域		第1種低層住居専用地域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	44.1 dB	53.8 dB
	評価	○	○
	夜間等価騒音レベル	-	-
県	評価	-	-
	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	-	-

		北(A')	東(B')	南(C')	南(D')
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	-	-	-	-
	評価	-	-	-	-
	夜間等価騒音レベル	38.9 dB	43.0 dB	40.1 dB	36.8 dB
県	評価	○	○	○	○
	昼間等価騒音レベル検証	-	-	-	-
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

		西(E')	西(F')
用途地域		第1種低層住居専用地域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	-	-
	評価	-	-
	夜間等価騒音レベル	35.6 dB	36.8 dB
県	評価	○	○
	昼間等価騒音レベル検証	-	-
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等
 基準値は下回っておりますが、苦情があった際は対応いたします。

(仮称)豊橋富士見台商業施設

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					-
		北(a)	東(b)	南(c)	南(d)
	用途地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
	基準値を5dB減ずる要因	なし	なし	なし	なし
	基準値	40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	40.5dB	37.5dB	32.2dB	42.1dB
	評価	△	○	○	△
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	36.4dB	50.7dB	43.6dB	35.6dB
	評価	○	△	△	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	-	妥当	妥当	-
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	-	-	妥当

		西(e)	西(f)	東(b')	南(c')
	用途地域	第1種住居地域	第1種住居地域	市街化調整区域	第1種低層住居専用地域
	基準値を5dB減ずる要因	なし	なし	なし	なし
	基準値	40dB	40dB	50dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	46.7dB	42dB	35.1dB	30.9dB
	評価	△	△	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	29.7dB	31.7dB	44.6dB	40.3dB
	評価	○	○	○	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	-	-	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	-

		南(c'')
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	基準値を5dB減ずる要因	なし
	基準値	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	30.5dB
	評価	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	39.5dB
	評価	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

・予測地点a・d～fは、設備機器の影響により2階までの階層は基準値は下回っておりますが3階以上の階層で基準値を上回っております。現状では周辺住居は2階建てが立地しており、周辺住居に対する影響は小さいものと考えられますが、開店後に3階以上の住居が立地する場合には、必要な対策を検討します。

・予測地点b・cは、来客車両の影響により基準値を上回っておりますが、店舗対面側の敷地境界上で予測した結果、予測地点bは基準値を下回っているため周辺住居に対する影響は小さいものと考えられます。予測地点cは基準値を上回っておりますが、店舗対面側の住居建物位置で予測した結果、基準値を下回っております。

なお、周辺住民から苦情があった際は誠意をもって対応します。

(仮称)豊橋富士見台商業施設

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	廃棄物は全て業者による収集を経て、敷地外処理を実施します。
衛生問題関係配慮	ドアを設置して密閉性を確保します。

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

廃棄物保管施設①

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	21.08 m ³	1日	0.379 t	0.10 t/m ³	3.79 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.013 t	0.10 t/m ³	0.13 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.011 t	0.10 t/m ³	0.11 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.036 t	0.01 t/m ³	3.60 m ³	変更なし	○
生ごみ用		1日	0.308 t	0.55 t/m ³	0.56 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	1日	0.098 t	0.38 t/m ³	0.26 m ³	変更なし	○	
合計	21.08 m ³	-	-	-	8.45 m ³	-	○

廃棄物保管施設②

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	10.13 m ³	1日	0.189 t	0.10 t/m ³	1.89 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.006 t	0.10 t/m ³	0.06 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.005 t	0.10 t/m ³	0.05 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.018 t	0.01 t/m ³	1.80 m ³	変更なし	○
生ごみ用		1日	0.153 t	0.55 t/m ³	0.28 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	1日	0.049 t	0.38 t/m ³	0.13 m ³	変更なし	○	
合計	10.13 m ³	-	-	-	4.21 m ³	-	○

廃棄物保管施設③

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	3.60 m ³	1日	0.157 t	0.10 t/m ³	1.57 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.005 t	0.10 t/m ³	0.05 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.005 t	0.10 t/m ³	0.05 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.015 t	0.01 t/m ³	1.50 m ³	変更なし	○
生ごみ用		1日	0.128 t	0.55 t/m ³	0.23 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	1日	0.041 t	0.38 t/m ³	0.11 m ³	変更なし	○	
合計	3.60 m ³	-	-	-	3.51 m ³	-	○

保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく
見かけ比重変更の理由	変更なし
指針と異なる算定式の使用	変更なし

b その他の廃棄物等 なし

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等

該当なし

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)

該当なし

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

・ダンボールの使用を減らします。
・レジ袋を有料化します。
・トレイ・ペットボトルを回収します。

(仮称)豊橋富士見台商業施設

(エ) 廃棄物保管施設の位置・構造

位置 ・ 構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な保管容量を確保し、廃棄物の施設外への拡散を防止します。 ・廃棄物収集作業時間を制限して、早朝・夜間の収集作業を禁止します。 ・定期的な収集を実施して、収集時間の短縮化を図ります。 ・作業中・待機中のアイドリングを禁止するとともに、作業員の騒音抑制意識を徹底します。
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵設備を完備します。 ・排水溝、グリストラップの定期点検と清掃を行います。
併設施設からの悪臭防止対策	併設施設なし

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	景観に配慮して、刺激的な色彩を避け、周辺と調和のとれた外観とします。
	環境美化活動	○ 店舗周辺及び駐車場内の清掃美化に努めます。
市町村等の公的計画への協力	市町村からの要請に対して協力します。	
照明等の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・下面へ向けて設置し、天空へ光が漏れないようにして周辺住宅に配慮します。 ・壁面照明は壁面へ向けて設置します。屋上広告塔は下方向へ照らし、天空へ光が漏れないように配慮します。また、看板塔は上方向照射としますが、設置角度を調整することにより、周辺住居への影響がないように配慮します。 	
敷地内の緑地計画	緑化の計画はありません。	

評価
○

(仮称)豊橋富士見台商業施設

出店地連絡会議の意見概要	対応
1. 出入口bの幅員について関係機関と協議し、再検討を行うこと。	1. 必要最小限となるように道路管理者および交通管理者と協議中です。
2. 防犯対策について、所轄警察等関係機関と協議を行い、適切な防犯対策を実施すること。	2. 店内及び店外への防犯カメラの設置を検討しています。
3. 日中と夜間の運用の違いを含め、来退店経路の周知徹底を図ること。	3. 出入口aには、「左折出庫および右折入庫禁止」の看板を設置しますが、看板内に6時～22時という時間帯を明示します。また、路面には、「左折出庫矢印と6時～22時」を明示し、それ以外の時間帯は適用されないようにすることを検討しています。
4. 来客車両及び歩行者と荷さばき車両との交錯を防ぐなど十分な安全対策を行うこと。	4. 荷さばき施設②については、午前6時以前からカラーコーンを配置するなどを行い、午前6時～午前8時に来客車両が停めないようにし安全対策を実施します。
5. 駐車場内において、路面標示及び看板設置等の適切な誘導・安全対策を講じること。	5. 駐車場車路に矢印や停止線の路面標示を実施します。
<p>▶再意見</p> <p>会議では、出入口bの幅員が広いのは渋滞対策であるという話が出ました。渋滞対策という意味では、駐車場に入った車が出入口付近でウロウロして滞留することを防止することの方が良いのではないかと、という観点で路面標示を工夫して欲しいとの件を述べました。いただいた図面では、出入口bを入ったあたりに路面標示がありませんでした。全体を見ると、時計回りの一方通行のようにも見えますが、入ったところに矢印がないので、どちらに行くか迷う車両も出るように思います。一方通行であれば、出入口を入ったところにも標示をするのがよいと考えます。</p>	<p>▶ 出入り口bから入庫した先に左折矢印の路面標示を実施します。</p>
6. 北側の搬出入車両専用出入口の運用にあたっては看板設置等適切な安全対策を講じること。	6. 「この先搬入口あり」の注意喚起看板を設置します。
<p>▶再意見</p> <p>図面によると北側道路のくの字に折れ曲がった西側に設置が予定されていますが、折れ曲がる手前、東側に設置するのがよいのではないかと考えます。 【理由】この道路が折れ曲がっており、見通しが悪く、西側へ通行する車両にとって、屈曲点から突然トラックが現れることが危険と考え、看板設置を提案しました。従って、屈曲点の東側から注意喚起をするのが良いと考えます。その意味では、出入口への注意喚起というよりは、反対からトラックが来ることへの警告が主眼とも言えます。「この先反対側より搬入車両の通行あり」というような看板でもよいかも知れません。</p>	<p>▶ 看板の位置を再検討し東側に移動します。</p>

(仮称)豊橋富士見台商業施設

市町村の意見概要 意見なし	対応 —
------------------	---------

住民等の意見の概要	対応
商業施設出入口近くには、信号機のある交差点「レークタウン入口」が有り、車の渋滞による富士見台住民の生活への影響が懸念される為、対策をお願い申し上げます。	/
1.現在でも、朝夕の通勤時間帯には交差点で渋滞が起きています。商業施設営業開始後の混雑時の渋滞による住民生活への影響が大きい。	1.駐車場の奥に引き込む駐車車路とすることにより、周辺への影響を少なくなるようにします。
2.県道409号線側の東側出入口【出入口a】の直ぐ南側には、豊鉄バスのバス停が有り、バスの遅延、乗降時の渋滞、事故の誘発が懸念される。	2.バス停から少しでも離れた位置に出入口を設けるようにしました。なお、バスの運行台数は朝と夕方は1時間に2本、それ以外は1時間に1本となっています。
3.出入口aから、退店する車を右折で南側に誘導するのは、反対車線への車の侵入になり、さらなる渋滞と事故の誘発が懸念される。	3.基本的に、南側方面へ帰るお客様については、敷地の南側駐車場出入口bからお帰り頂くように案内します。
4.出入口aから市道南大清水町7号線までの商業施設敷地を、県道409号線道幅拡大に利用し、北側からの来店車用の右折車線を設けてほしい。	4.原則、民間駐車場出入口への右折車線を設けることができないため現状の幅員となります。
5.出入口aを直ぐ北側にある市道南大清水町7号線側からの出入口に変更してほしい。	5.市道南大清水町7号線側には、地元住民からのご意見もあり設置できない状況です。
6.「レークタウン入口」の信号機を、「南陵交番西」の信号機のような時間設定にし、右折矢印を付けてほしい。	6.右折矢印の設置につきまして、警察署へ協議に伺います。

県の意見案 意見なし

県の意見に至る考え方 指針配慮事項に対する設置者の対応及び出店地連絡会議の意見に対する設置者の回答は概ね妥当であると言え、また住民から意見は提出されているものの、それらに対する設置者の対応についてもいざれも概ね妥当であると考えられる。
